

平成28年第7回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成28年11月24日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成28年12月1日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 14名

1番	岩田清	2番	根橋俊夫
3番	向山光	4番	中谷道文
5番	山寺はる美	6番	堀内武男
7番	篠平良平	8番	小澤睦美
9番	瀬戸純	10番	宇治徳庚
11番	熊谷久司	12番	垣内彰
13番	成瀬恵津子	14番	宮下敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第2号 辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第3号 辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第4号 辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例について
- 日程第7 議案第5号 平成28年度辰野町一般会計補正予算(第8号)

- 日程第 8 議案第 6 号 平成28年度辰野町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 7 号 平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第10 議案第 8 号 平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第11 議案第 9 号 平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
（第 2 号）
- 日程第12 議案第10号 平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第13 議案第11号 平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第 1 号）
- 日程第14 議案第12号 平成28年度町立辰野病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第15 議案第13号 平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第16 議案第14号 辰野町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第17 議案第15号 辰野町道路線の認定について
- 日程第18 議案第16号 伊北環境行政組合の解散について
- 日程第19 議案第17号 伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第20 議案第18号 両小野国保病院組合規約の変更について
- 日程第21 議案第19号 両小野国保病院組合の解散について
- 日程第22 議案第20号 両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第23 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	総務課長	一ノ瀬 元 広
まちづくり政策課長	山 田 勝 己	産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹
こども課長	武 井 庄 治	会計管理者	宮 原 修 二
住民税務課長	赤 羽 博	保健福祉課長	守 屋 英 彦

建設水道課長 小 野 耕 一 生涯学習課長 原 照 代
税務担当課長 伊 藤 公 一 辰野病院事務長 今 福 孝 枝

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

 議会事務局長 赤 羽 裕 治
 議会事務局庶務係長 菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

 議席 第13番 成 瀬 恵津子
 議席 第 1 番 岩 田 清

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。今日から師走、早いもので今年も残り 1 ヶ月となりました。先週降りました雪は11月としては、まれに見る大雪ではありましたが、早めの予報も出されていたためか大きなトラブルもなく、ほっとしたところであります。これから大きな寒波や雪に見舞われる時期となりますので、関係される皆様には準備や注意をお願いしたいと思います。今年は日本列島北から南にかけて大きな地震や風水害が発生し、今もなお厳しい避難生活を余儀なくされている皆さんがいらっしゃいます。一日も早く元どおりの平穏な生活に戻れるよう、願うものであります。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第 7 回辰野町議会12月定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第 7 回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日、ここに第 7 回辰野町議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位

におかれましては、師走に入り何かとご多用のところ、ご出席を賜りまして厚く御礼を申し上げます。11月に東京都心で54年ぶりの初雪と観測史上初となる積雪が記録され、関東・甲信地域でもこの時期としては異例の大雪となりました。気象庁発表の1ヶ月予報によれば降雪量は「ほぼ平年並み」とのことですが、いつ大雪に見舞われるか分かりません。除雪体制や交通安全対策には関係機関と十分に連携し、住民生活に支障のないように万全を期してまいります。今年のインフルエンザの流行は、いつになく早く始まっているようであります。手洗いの徹底やマスクの着用など、感染予防を呼びかけております。この1年を振り返って見ますと、1月に小横川地籍において山林火災が発生しました。拡大の恐れもありましたが、長野・山梨両県に防災へりを要請し、被害を最小限に抑えることができました。3月には、要望の強かった県道与地辰野線改良工事が始まりしました。早期の完成を願っているところであります。4月の「伊那御柱祭」は、大勢の皆様の参加のもと盛大に行われました。10月の横川、来年の小野へと盛り上がりを見せております。6月につくば開成学園に売却しました「旧福寿苑」は改修され、12月19日の県私学審議会において審議されますが「つくば開成学園高校」として来年4月の開校を目指しております。第68回ほたる祭りはホタルも多く発生し、観望客の皆さんに大変喜ばれました。また、“経済効果”という今までと違った視点でテレビに取り上げていただきました。7月には、熊本地震の被災地である御船町へ罹災証明発行のため、職員2名を派遣いたしました。また、平成18年の豪雨災害から10年の節目を迎え、災害の記憶を風化させることなく、災害の経験から得られた教訓と知識を後世に継承すべくシンポジウムを開催いたしました。9月には地域の食材加工、流通、販路拡大を促進させる「食の革命事業」が、辰野駅横の観光情報センターは新たに地域活性化の拠点施設となる「信州フューチャーセンター」として10月にオープンしました。11月には松本射撃場周辺町道147号線が竣工しました。また下水道汚泥削減の新しい水処理技術であるB-DASH事業の実証設備も完成いたしました。1月から実施しています定住促進奨励金は、これまでに33件の申し込みがあり一定の成果が上

がっております。このほか、小野保育園の耐震改修工事や南小学校体育館外壁改修工事は年明けに完成の運びとなります。先月14日に内閣府が発表した7月から9月期の実質国内総生産は、物価変動を除いた実質値で0.5%増、年率換算で2.2%増となり、3四半期連続のプラス成長となりました。アジア向けを中心とした輸出が伸び、国内でも住宅投資が堅調だったようです。一方、内需の2本柱である個人消費と設備投資は停滞模様となっています。また株式市場は、こここのところ円安を背景に株価が上昇しております。国会ではTPPの承認に向けた審議が続いていますが、次期アメリカ大統領の離脱発言があり、発効が極めて困難な状況となっています。今後、経済などにどのような影響が出るのか懸念されるところであります。このような情勢の中、新年度の予算編成の時期を迎えました。自主財源であります町税は、個人住民税は伸びを見込んでいるものの、固定資産税をはじめとする他の税は期待できず全体では減額の見込みです。一方、依存財源であります地方交付税は、財務省から算定方法の抜本的改革が求められていることに加え、国勢調査の人口減少が影響するものと思われまます。歳出面では、依然として社会保障関係経費の増大が見込まれ、また、老朽化が顕著な公共施設の改修、維持補修が増えてまいります。厳しい財政状況にあっても住民要望や地方創生総合戦略に基づく子育て支援、移住定住促進、地域産業の活性化などの事業は重点的に進めてまいります。職員一人ひとりが厳しい現状を直視し、限りある財源の中で全ての事業についてその成果や効果、住民視点での検証を行い、将来人口規模を見据えた戦略的な予算編成に取り組んでまいります。さて、今定例会に提案いたします議案は、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正など条例改正4件、荒神山テニスコート人工芝張替え工事、農地中間管理機構集積協力金などの一般会計補正予算及び特別会計補正予算9件、辰野町公の施設の指定管理者の指定、町道路線の認定、伊北環境行政組合などの解散・財産処分等7件の合わせて20議案であります。提案時、それぞれ説明申し上げますので、慎重審議いただき原案可決くださいますようお願い申し上げます、定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議 長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により、議席13番、成瀬恵津子議員、議席1番、岩田清議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。議会運営委員長、宇治徳庚議員。

○議会運営委員長（宇治）

皆さん、おはようございます。去る11月24日、議会運営委員会を開催し平成28年第7回辰野町議会12月定例会の会期並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。11月24日、辰野町告示第54号によって辰野町長より12月定例会を12月1日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、12月定例会の会期並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い、全委員一致して決定いたしました。会期日程（案）並びに協議内容の詳細につきましては、議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議 長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程（案） 朗読）

○議 長

お諮りいたします。本定例会の会期並びに議事運営については、議会運営委員長の報告のとおり、決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は本日から12月15日までの15日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁

償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について。日程第4、議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。日程第5、議案第3号、辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第1号から議案第3号までお願いをいたします。はじめに議案第1号、辰野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例及び辰野町特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。この後の議案第2号でお願いいたします一般職の給与条例の改定に合わせ、辰野町議会議員及び特別職の期末手当の支給月数を改正したいとするものでございます。この条例は施行日が異なるため第1条、第3条と、第2条、第4条に分けております。第1条及び第3条につきましては、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項中と特別職の職員で常勤のもの等の給与に関する条例第3条第2項中、12月に支給する期末手当の基礎額に乗じる率

「100分の160」を「100分の175」に改めるものでございます。こちらは平成28年度のたいよ分となります。続いて第2条及び第4条は同じく2つの条例第5条2項中と第3条2項中、6月に支給する率「100分の150」を「100分の155」に、12月に支給する率「100分の175」を「100分の170」に改めるものでございます。こちらは29年度以降の対応となります。この改正ですが期末手当の支給率0.1ヶ月を引き上げ、28年度においては12月に一括上乗せ支給することとし、29年度以降においては引き上げ分0.15ヶ月分の内、0.05ヶ月分を6月に、0.1ヶ月分を12月に分けて支給するという改正であります。したがって平成28年度の支給割合は6月に既に支給された「100分の150」と合わせますと年間で3.25月となります。また29年度も同じ3.25月となります。この条例は公布の日から施行しますが、第2条及び第4条の規定につきましては平成29年4月1日からとなります。また第1条、第

3条の規定による改正後の条例の規定は平成28年12月1日からの適用となります。次に議案第2号、辰野町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。8月の人事院の勧告を受けまして国が現在、開会中の臨時国会に一般職及び特別職の給与に関する法律の改正案を提出し、成立したことによりまして、辰野町でも人事院勧告に準じて実施をしたいとします。議案の説明の前に、改正の概要を申し上げます。4点ございます。1点目は勤勉手当を0.1ヶ月引き上げるものでございます。2点目は給料表の改定であります。初任給を1,500円、また若年層も同程度引き上げるとともに、平均0.2%の給料の改定を行うものでございます。3点目は扶養手当の見直しです。子どもの扶養手当は現行の6,500円を経過措置を経て30年度以降1万円に増額。逆に配偶者につきましては現行の1万3,000円を同じく経過措置後に6,500円に減額するものであります。4点目は、公務員も個人型確定拠出年金に加入できるようになったことに伴い、給与から掛け金を差し引くことができるようにするというものでございます。それでは議案について説明させていただきます。新旧対照表も合わせてご覧いただければと思います。第1条は給与条例第29条第1項第1号において、12月に支給する勤勉手当について、一般職の職員は「100分の80」を「100分の90」、管理職にあっては「100分の100」を「100分の110」に改め、第2号では、こちらは再任用職員の場合でありますけれども「100分の37.5」を「100分の42.5」に。再任用職員で管理職の場合であります。この管理職は当町には該当者がおりません。こちらにつきましては「100分の47.5」を「100分の52.5」に改めるものであります。この改正は勤勉手当0.1ヶ月の引き上げ分を12月支給分で措置するというものであります。また平成22年の条例改正により55歳を超える6級職員にあっては、給料抑制策の乗率を変更しています。附則第10項において、「100分の1.2」を「100分の1.35」に。「100分の1.5」を「100分の1.65」などに変更するものであります。いわゆる減額措置であります。また、2ページから16ページは別表として、条例第5条関係の改正となった行政職、医療職の給料表になります。続いて、16ページの

第2条関係でございますが、こちらは平成29年度以降の改正となります。給与条例第13条第1項第2号中、「及び孫」を削り3号に新たに孫の規定を設け、今までの3号から5号を1号ずつ繰り下げます。第14条第1項に定める扶養手当の額については先ほど申し上げましたが、子については6,500円から1万円に段階的に引き上げ、配偶者については1万3,000円から6,500円に段階的に引き下げ、30年度から本則とするものであります。子及び配偶者以外の扶養手当の額に変更はございません。また第29条第1項第1号中ですが、先ほど説明させていただきました0.1ヶ月分の勤勉手当の引き上げ分を、それぞれ6月、12月に2分の1ずつ振り分け、6月、12月ともに一般職の職員は「100分の85」に、管理職は「100分の105」に、再任用の一般職は「100分の40」に、再任用の管理職は「100分の50」に改めるとともに、附則第10項の減額措置についても同様に所要の改正をするものであります。第3条につきましては給与条例の第3条に9号として個人型確定拠出年金を加える改正であります。この条例は公布の日から施行となりますが、改正後の給与条例は12月1日から適用します。第3条の拠出年金につきましては平成29年1月1日施行、第2条と附則第4項、扶養手当の経過措置である29年度分であります。こちらにつきましては29年4月1日施行となります。また、第1条の規定による改正後の給与条例の第29条第1項と、附則第10項の改正規定を除き、28年4月1日から適用します。続いて議案第3号であります。辰野町職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。少子高齢化の進展に伴い、育児や介護と仕事の両立を支援していくことが重要となっており、家族形態の変化やさまざまな介護の状況に柔軟に対応できるよう、民間労働法制の見直しが行われております。公務におきましても適切な公務運営を確保しつつ、働きながら育児や介護しやすい環境整備を更に進めていくため、条例の一部を改正したいとするものであります。新旧対照表も合わせてご覧いただきたいと思っております。第1条では条例、第5条の第1項及び第2項中「その子」の次に、細かくは申し上げませんが民法の規定等により職員が特別養子縁組の成立に基づき現に監護するもの、また児

童福祉法の規定等により、養子縁組によって養親となることを希望している者、などこの定義の拡大文を加えます。また、同条2項中「日常生活を営むのに支障がある者」などを「要介護者」に改めます。同様に、第5条の3第4項第8条中においても文言の改正、あるいは追加を行ってまいります。第12条第1項におきましては要介護者の文言を追加するとともに、介護を必要とする一つの継続する状態ごとに3回以内で、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間とする内容を加えます。これは休暇を取得できる条件の改正となります。また12条の次に介護時間の規定を設け、第12条の2とします。第14条では見出しを含め、「介護休暇」の次に「介護時間」を加えます。次に第2条であります。勤務時間及び休暇等に関する条例第5条の2第1項及び第2項中「第6条の4第1項」を「第6条の4第2号」に、「里親」を「養子縁組里親」に改め、「のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」を削除します。この削除の部分は、第1条で改正したものを再度改正するものでございます。この条例は平成29年1月1日から施行します。ただし、第2条の規定は平成29年4月1日からの施行となります。なお、経過措置として介護休暇の承認を得た職員で、この条例の施行前において介護休暇の初日から6月を経過していない者の、介護休暇にかかる第1条の規定による改正後の条例、第12条第1項に規定する指定期間につきましては、職員の申し出に基づく施行日以後の日まで期間を指定することになります。また、合わせて辰野町一般職の職員の給与に関する条例、第35条中、「（介護休暇の）」の次に「介護時間」を加えます。以上、一括して提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議 長

質疑を終結します。ただいま議題となっています議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 1 号から議案第 3 号まで総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第 6、議案第 4 号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

それでは議案第 4 号、辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例につきまして提案理由を説明申し上げます。3 月末に閉館となりました観光情報センターを新たに地域の課題を解決する拠点として、地域の活性化を図ることを目的として活用するため、条例の全部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。なお、本条例につきましてはインターネットの体験施設として指定管理者制度を導入し、今年の 3 月まで管理してきましたが、4 月からの地方創生加速化交付金の事業として活用するため、町の直営施設として管理できるように今年の 3 月に条例の一部を改正させていただきました。その後の地方創生加速化交付金事業の展開の中で、地域の活性化の拠点施設として再度、指定管理施設として運営することが最適と判断いたしましたので、今回の条例の改正をお願いするものであります。条例名につきましても「辰野町観光情報センターの設置及び管理に関する条例」を「辰野町地域活性化センターの設置及び管理に関する条例」に改正をお願いいたします。第 1 条では、この条例の趣旨を、第 2 条は設置について、あと第 3 条は名称及び位置について定めています。2 ページになりますが第 4 条は地域活性化センターの事業について定めています。1 号の地域課題の解決

に関する事業、2号の起業・雇用・継承・業績向上支援に関する事業のほか、3から5号までの事業について実施をいたします。第5条から第7条につきましては、使用の許可、制限、停止について定め、第8条から第10条までは使用料、使用料の減免、還付について。3ページになりますが、第11条は使用权の譲渡の禁止について、第12条で現状回復の義務、第13条で賠償責任について定めてあります。第14条では直営施設としての本施設を再度、指定管理者に業務を行わせることを可能とする条文を設けまして、業務の範囲を定めています。4ページになりますが、第15条では指定管理者に管理を行わせる場合の本条例の規定中の語句を「町長」を「指定管理者」へ、また「使用」を「利用」へ、「使用料」を「利用料」へ、規定の読みかえを定めています。第16条は委任について定めています。附則につきましては施行期日を平成29年4月1日とし、2の辰野町議会の議決に付すべき公の施設の利用及び廃止に関する条例第3条第39号に規定されています施設名を、また3、辰野町使用料条例第2条第23号にある施設名について、それぞれ「辰野町観光情報センター」を「辰野町地域活性化センター」に改めるものであります。なお、本議案を可決いただければ来年3月の定例会にて辰野町使用料条例の当施設の使用料の一部改正、また、当施設の指定管理者の指定を議案として上程させていただき、来年4月以降、指定管理施設として活用をしていく予定でいます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

○垣内（12番）

現状のセンターはNPO法人、タグボートに今、指定管理されているというように私認識しておりましたが、それ違うということですか。

○まちづくり政策課長

現状であります。一般社団法人、タグボードさんに業務の方を委託しまして、

業務の方をさせていただいております。施設としましては指定管理制度は導入しておりません。施設は町が直営で管理をしているような状況であります。

○議 長

ほかにありませんか。

(な し)

○議 長

質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第4号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第4号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第7、議案第5号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

それでは議案第5号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第8号)を提案するにあたりまして提案理由を申し上げます。今回の補正予算は人事院勧告と人事異動による人件費の補正。障害者自立支援給付費、農地中間管理機構集積協力金などの増額。荒神山テニスコート人工芝張替え工事などの追加。後期高齢者医療広域連合負担金の減額などの補正予算であります。この補正総額は1億1,698万2,000円の追加であり、予算総額は91億2,484万7,000円となります。その概要を申し上げますと、歳入につきましては地方交付税、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債の増額であります。歳出につきましては、議会費では人事院勧告による議員期末手当の補正が主なものであります。総務費では、ふるさと寄付金手数料の増額、人事院勧告と人事異動における人件費の減額が主なものです。民生費では障害者自立支援給付金の増額、後期高齢者医療広域連合負担金の減額が主なものです。衛生費では人事院勧告と人事異動による人件費の減額であります。農

林水産業費では、農地中間管理機構集積協力金の増額が主なものです。商工費ではほたる童謡公園旧2号水路改修工事の増額と人事院勧告と人事異動による人件費の減額です。土木費では、社会資本整備総合交付金事業の橋梁法廷点検に関わる調査測量設計等委託料の増額が主なものです。教育費ではスポーツ振興くじ助成による荒神山テニスコート人工芝張替え工事の追加が主なものです。災害復旧費では重機等借上料、原材料費の増額です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

○議 長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第8、議案第6号、平成28年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第6号、平成28年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を説明申し上げます。1ページをご覧ください。収益的収入及び支出の予定額については総額で歳入歳出それぞれ4億3,958万5,000円に変更ありません。3ページの明細書のとおり、収益的支出の増減となります。原水及び浄水費、総係費で人事異動、給与改定に伴い給料、手当等を269万円減額し、修繕費を269万円増額するものです。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第6号、平成28年度辰野町上水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 6 号は原案のとおり可決されました。日程第 9、議案第 7 号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第 7 号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について提案理由をご説明申し上げます。1 ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 162 万 5,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 9 億 9,473 万円とするものです。6 ページをご覧ください。歳入については基金繰入金を 162 万 5,000 円減額し、1,517 万 8,000 円とするものです。7 ページをご覧ください。歳出について主なものは人事異動、給与改定に伴う職員給料、手当等を 362 万 5,000 円減額し、事業費、修繕料を 200 万円増額するものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第 7 号、平成28年度辰野町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第 7 号は原案のとおり可決されました。日程第 10、議案第 8 号、平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算（第 1

号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第8号、平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)について提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億372万円とするものです。6ページをご覧ください。歳入について、基金繰入金を67万1,000円減額し、217万5,000円とし、7ページの歳出については総務費を人事異動、給与改定等により給料、手当等を67万1,000円減額し826万6,000円とするものです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第8号、平成28年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決めるにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり可決されました。日程第11、議案第9号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第9号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,609万5,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ23億

9,439万5,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございます。3款、国庫支出金のうち1項5目1節の特定健康診査等負担金が確定によりまして、14万3,000円増額。次節の特定検診等負担金過年度分が、実績により26万4,000円の増額。2項6目1節の国民健康保険制度関係準備事業補助金が確定によりまして54万7,000円の増額し、7ページをご覧ください。5款、前期高齢者交付金のうち1項1目1節の現年度分が確定によりまして14万1,000円の増額となります。8ページ9款、繰入金のうち、基金繰入金を1,500万円増額し、歳入不足分に対応します。9ページをご覧ください。1款、総務費のうち国保制度開拓対応システム改修費としまして、上伊那情報センターへの負担金確定により54万7,000円の増額。10ページ2款、保険給付費のうち診療報酬審査支払手数料等の件数増加により2万円増額し、11ページをご覧ください。3款、後期高齢者支援金等の負担金が確定によりまして1,688万5,000円増額。12ページ4款、前期高齢者納付金の納付金が確定により5万5,000円増額補正し、13ページをご覧ください。6款、介護納付金の納付金額が確定により112万9,000円減額補正するものでございます。14ページ、保健事業費の特定健康診査等事業費は財源組替でございます。15ページにつきましては歳出において増額となりました28万3,000円分を予備費から減額補正するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

6ページと9ページの関連なんですけど、ただいまのご説明ですと今年度国庫補助で国民健康保険制度関係準備事業ということで、補助金でセンターの方の新たな情報処理ということですけど、具体的にはどのようなこの内容、準備作業をされるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○住民税務課長

はい、これにつきましては上伊那情報センターで毎年行っていますいろいろな準備の中で、システムの改修等を行います。その中で今回につきましては制度改正に伴う改修ということで補助金が確定したということで、上伊那情報センターの負担金イコールそのまま補助金としてこちらの方に入ってきて来ますので、そちらの分となります。中身的には改修のところです、負担金の割合ですね、そちらの改修とか、例えば今まで限度額と言うかあるものが、30万円の限度がなくて0円から支給していく、そういうものが改正されたことに伴いまして情報センターのシステムの交換をしております。以上です。

○根橋（2番）

ちょっともう1点お聞きしたいのは、県移管ということで、県の今度はセンターと言いますかね、長野県の内容は全く分かりませんが、そういったものと上伊那情報センターっていうのをリンクっていうものも今回やるんでしょうか。

○住民税務課長

上伊那の場合、市町村によって違うんですけども、一応上伊那の情報センターとしましては情報センターの方でシステム改修ということで、県の方のシステム改修とは違ったシステム改修を行う予定になっております。

○議 長

ほかにありませんか。

○堀内（6番）

11ページをご確認ください。ここで後期高齢者の支援金ということで、ただいまの説明ですと確定をしたということですが、全体的に見ますとこれが約8%ぐらいの増加という内容だと思います。それでこの増加した理由は対象者が増えたとか、その事業の内容をどの程度つかんでいらっしゃるか、それをお伺いしたいと思います。

○住民税務課長

後期高齢者につきましては県の後期高齢者のシステム、機構の方に全額納付するというもので、辰野町としましては指定された金額をそのまま徴収しまして納付するという形なものですから、具体的にそののところ、どこが増加したかっていうとちょっと、今のところちょっと判断しておりません。

○堀内（6番）

そうしますと、でも予測をさせながら計画予算を立てていると思いますけど、まあ8%くらいの変化っていうのは実際的には誤差の範囲っていう感じで見ればよろしいのでしょうか。

○住民税務課長

昨年と今回、国民健康保険もそうなのですが、大幅に医療費、27年度26年度比べますと上がっています。その要因としましては、やはりC型肝炎の薬とかその辺を使用したということで結構伸びが大きくなっておりまして、後期高齢者につきましても患者さんがC型肝炎を対応しているということがその大きく伸びた要因だと思っております。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第9号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。日程第12、議案第10号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1

号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第10号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)の提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ675万8,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございます。診療収入のうち、第一診療所診療収入につきましては国保分を7万円、後期高齢者分を12万7,000円減額するものでございます。川島診療所診療収入につきましては国保分を16万円、他保分を20万円減額し、後期高齢者分を70万円、一部負担金を4万円それぞれ増額するものでございます。7ページをご覧ください。財産収入につきまして、川島診療所医師住宅退去によりまして7万2,000円を減額し、8ページをご覧いただきたいと思っております。繰越金におきましては前年度繰越金を確定によりまして10万2,000円減額するものでございます。9ページをご覧ください。歳出についてでございます。総務費では第一診療所の診療日を週2日を1日にしたことによりまして一般非常勤職員報酬を20万円、医薬材料費を20万円減額いたします。また、川島診療所につきましては患者が在宅酸素を使用し始めたことに伴いまして出張診療委託料を15万9,000円、医薬材料費を25万円増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第10号、平成28年度辰野町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第10号は原案のとおり可決されました。日程第13、議案第11号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第11号、平成28年度辰野町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19万6,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ2億6,164万7,000円とするものでございます。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてでございます。事務費繰入金の確定により57万7,000円減額し、保険基盤安定分にかかる被保険者数及び軽減額の確定によりまして、保険基盤安定繰入金を48万3,000円減額するものでございます。7ページをご覧ください。繰越金につきまして前年度繰越金の確定により125万6,000円を増額するものでございます。8ページ、歳出についてです。後期高齢者医療徴収費で県の広域連合への納付金の確定により軽減分納付金を48万4,000円、事務費負担金を57万7,000円減額するものでございます。9ページをご覧ください。歳入において増額となりました前年度繰越金の増額分125万7,000円等を予備費として増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第14、議案第12号、平成28年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

それでは議案第12号、平成28年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)の提

案説明を申し上げます。1ページをご覧ください。予算3条に定めた収益的収入及び支出のうち、収入については第2項、医業外収益として61万5,000円の増額補正をするものです。また、支出については第1項、医業費用を2,240万円増額とするものです。4ページをご覧ください。医業外収益に県補助金の新型インフルエンザ医療施設整備事業補助金として、61万5,000円を計上しました。これは前回平成20年度に同様の補助金があり、防護服を購入してあります。この使用期限が切れるということで今回の補助事業が行われました。補助率は10分の10です。この補助金により防護服を200セット購入しました。続きまして5ページをご覧ください。医業費用給与費のうち、給料を450万円、手当を370万円、法定福利費を1,420万円増額するものであり、職員の採用及び人事院勧告による補正でございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第12号、平成28年度町立辰野病院事業会計補正予算(第2号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決されました。日程第15、議案第13号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

議案第13号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第2号)について提

案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額を284万6,000円減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,026万7,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では介護保険事業費、国庫補助金105万6,000円の減額でございます。7ページをご覧ください。介護保険事業費、県補助金19万円の減額でございます。8ページをご覧ください。一般会計繰入金で合計160万円の減額でございます。次に9ページをご覧ください。歳出ですが総務費の一般管理費では職員の異動による職員給料費等の減額及び郵送料の増額で111万8,000円の減額でございます。10ページをご覧ください。保険給付費のサービス給付費等諸費では780万円の減額であります。11ページですが、地域支援事業費の中の包括的支援任意事業において職員給与費等と委託料で172万8,000円の減額。介護予防生活支援サービス事業費で負担金780万円の増額であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第16、議案第14号、辰野町公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○総務課長

議案第14号、辰野町公の施設の指定管理者の指定につきまして提案理由を申し上げます。辰野町公の施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。来年3月31日をもって指定管理者の指定期間が満了する6施設についてご審議をお願いするものであります。1番目の「しだれ栗森林公園」は指定管理者の指定手続等に関する条例第2条に基づきまして9月20日から10月20日まで候補者の公募を行いました。その結果、株式会社サンアメニティ1者のみの応募でございました。11月4日に選定委員会を開催し、選定基準に基づき審査を実施し、その後、11月11日に5名の方で構成しま

す候補者選定審査会に諮り、審査いただき決定したものであります。指定期間は平成29年4月1日から平成33年3月31日までです。指定管理料につきましては前回と同額の年441万円でございます。2番目の「辰野町ボランティアセンター」から6番目の「辰野町世代間交流施設」につきましては同じく、指定手続等に関する条例第5条に基づきまして設置の目的を最も効果的に達成できる者と認め、公募によらない指定管理者の候補として選定したものでございます。指定管理期間は「辰野町世代間交流施設」が平成29年4月1日から平成31年3月31日まで、以外の施設は平成29年4月1日から平成34年3月31日まででございます。次に指定管理者でございますが、「辰野町ボランティアセンター」は社会福祉法人、辰野町社会福祉協議会です。指定管理料は前回と同額の年180万3,000円であります。「辰野町老人福祉センター」は、こちらも社会福祉法人、辰野町社会福祉協議会であります。指定管理料はやはり前回と同額の年554万3,000円であります。4番目の「辰野町生活支援センター」は、株式会社みらい福社会です。こちらにつきましては指定管理料はありません。5番目の「辰野町地域活動支援センター」は、社会福祉法人、長野県社会福祉事業団であります。指定管理料につきましては前回より60万8,000円増額となり、年1,280万円であります。最後でありますけども「辰野町世代間交流施設」につきましては世界昆虫館、川島陽江氏であります。指定管理料につきましては前回と同額の年100万円であります。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

ここで、議案に対する質疑を行います。委員会に付託する関係もございまして、総括的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議題となっております議案第14号は、総務産業常任委員会に付託することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第14号は、総務産業常任委員会に付託することに決しました。日程第17、議案第15号、辰野町道路線の認定についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長

議案第15号、辰野町道路線の認定について提案理由を申し上げます。整理番号1679路線、同じく2、1680路線とも場所は宮木南町地籍で、民間会社が9区画の宅地造成を行い、その造成に伴う取り付け道路が町道基準どおり施工されており、町道認定するものです。延長幅員については表記のとおりです。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第15号、辰野町道路線の認定についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。日程第18、議案第16号、伊北環境行政組合の解散について。日程第19、議案第17号、伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について。2件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

はい、それでは議案第16号、また議案第17号の2議案につきまして一括提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第16号、伊北環境行政組合の解散について提案理由をご説明申し上げます。上伊那地域のごみ処理広域化に伴いまして、平成29年3月31日限りで伊北環境行政組合を解散するために、地方自治法第288条の規定によりまして構成団体、辰野町、箕輪町、南箕輪村で協議するため、同法290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。続きまして議案第17号、伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分について提案理由をご説明申し上げます。上伊那広域のごみ処理広域化に伴いまして解散します、伊北環境行政組合の財産を全て上伊那広域連合に帰属するために地方自治法第289条の規定によりまして、構成団体、辰野町、箕輪町、南箕輪村で協議するために同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。以上、2議案提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議 長

質疑、討論を終結します。はじめに議案第16号、伊北環境行政組合の解散についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決されました。続いて議案第17号、伊北環境行政組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、両小野国保病院組合規約の変更について。日程第21、議案第19号、両小野国保病院組合の解散について。日程第22、議案第20号、両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分について。3件を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第18号、議案第19号、議案第20号の3議案につきまして、一括して提案理由をご説明申し上げます。まず、議案第18号、両小野国保病院組合規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。平成29年3月31日の組合解散に伴い、両小野国保病院組合の事務を辰野町が承継するため、両小野国保病院組合規約の一部を変更いたします。そのため地方自治法第286条第1項の規定により、構成団体、塩尻市、辰野町で協議するため同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては裏面をご覧ください。附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を入れ、同項の次に見出しとして、解散に伴う事務の承継、第2項、「この組合の解散があった場合においては、辰野町がこの組合の事務を承継する。」の文を加えるものでございます。条例の施行につきましては県知事の認可の日とします。続きまして議案第19号、両小野国保病院組合の解散について提案理由をご説明申し上げます。両小野国保診療所をJA長野厚生連へ経営移譲したことに伴いまして、平成29年3月31日限りで両小野国保病院組合を解散するために地方自治法第288条の規定により構成団体、塩尻市、辰野町で協議するため同法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。続きまして議案第20号、両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分について提案理由をご説明申し上げます。両小野国保診療所をJA長野厚生連へ経営移譲したことに伴いまして、解散する両小野国保病院組合の財産処分を行うために、地方自治法第289条の規定により構成団体、塩尻市、辰野町で協議するため同法290条の規定によりまし

て議会の議決を求めるものでございます。財産処分につきましては1、塩尻市に帰属する財産、土地、持分2分の1。2、辰野町に帰属する財産、土地、持分2分の1。となります。両小野国保病院組合名義の土地につきましては解散に伴いまして塩尻市、辰野町の共用名義に変更いたします。以上、3議案提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○岩田（1番）

説明は分かりましたけれども、両首長に帰属する財産について、2点ほど伺いたいんですけれども、そうしますと、共有の登記ということですか。登記ということになるのかどうか。で、その処分は何月何日をもって、それを移転の登記になるのか。それからもう1つは、その土地の地番とそれは一筆なのか。そして面積がどのくらいですか。

○住民税務課長

土地につきましては3月31日をもちまして解散にしまして、それを地方事務所の方に4月に報告しまして、それで終了となります。それに伴いまして、土地の方、登記ですね、共有名義の方の登記手続きに入りたいと思っております。土地の方ですが今回、地権者の方、4名から購入する土地及び既に新診療所として両小野国保病院組合で持っている土地につきまして、塩尻市、辰野町の共有持分2分の1というところで行います。面積的には全部で7,000平米、全部あるんですが、そのうちの3,800平米ぐらいになると思います。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

○中谷（4番）

ちょっと参考のためにお聞きしたいんですけれども、この引き継ぐ財産というのは約何億とか、どのくらいとか、概略で結構です。ちょっと内容というか、どのく

らいのものが引き継がれていくか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○住民税務課長

財産的にはその土地とあと、事務の中に現金ですね、決算した後の現金が残ります。ただ、29年度にまだJA長野厚生連の方に負担金ということで、新診療所分の負担金がまだもう1年度残っておりますので、こちらにつきまして塩尻市、辰野町でおのこの、また繰出金をいただきまして、それで処理いたします。それが終わりましたら、なから今の予定でいきますと3,000万円から4,000万円ぐらい残ると思っております。ただ、これにつきましてはまず地代を払う分ありますし、できれば今、借地となっている所を購入するとか、そういうところをちょっと考えながら使用したいと思っております。以上です。

○議長

ほかにありませんか。

(なし)

○議長

質疑、討論を終結します。はじめに議案第18号、両小野国保病院組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第18号は、原案のとおり可決されました。続いて議案第19号、両小野国保病院組合の解散についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は、原案のとおり可決されました。続いて、議案第20号、両小野国保病院組合の解散に伴う財産処分についてを採決いたし

ます。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第20号は、原案のとおり可決されました。日程第23、請願・陳情についてを議題といたします。請願・陳情については、その写し、及び文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議 長

以上、第21号、第22号、第26号は、福祉教育常任委員会へ。第24号、第25号、第27号は、総務産業常任委員会へそれぞれ付託することとし、第18号、第19号、第20号、第23号は申し合わせ事項に沿って文書配布といたします。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11．散会の時期

12月1日 11時 23分 散会